

「指定居宅介護、重度訪問介護サービス」

重要事項説明書

真庭市社協訪問介護北事業所

当事業所は岡山県の指定を受けています。

(第3311400059号)

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※ 当事業所では、利用者に対して障害者総合支援法に基づく居宅介護、重度訪問介護サービスを提供します。当サービスの利用は、原則として介護給付費の支給決定を受けた方が対象となります。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域	2
4. 営業時間	2
5. 職員の体制	3
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
7. サービスの利用に関する留意事項	7
8. サービス実施の記録について	8
9. 損害賠償保険への加入	8
10. 虐待防止のための措置に関する事項	8
11. ハラスメント対策	8
12. 身体拘束	9
13. 業務継続計画(BCP)の策定	9
14. 事故発生時の対応及び緊急時における対応方	9
15. 守秘義務	9
16. 苦情の受付について	9
17. 第三者による評価の実施状況	10

1. 事業者

名 称	社会福祉法人 真庭市社会福祉協議会
所在地	岡山県真庭市久世 2 9 2 8 番地
電話番号	0 8 6 7 - 4 2 - 1 0 0 5
代表者氏名	会 長 三 船 昌 行
設立年月	平成 1 7 年 4 月 1 日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定居宅介護・指定重度訪問介護 ・平成 18 年 10 月 1 日指定 第 3311400059 号
事業の目的	適正な居宅介護、重度訪問介護の提供
事業所の名称	真庭市社協訪問介護北事業所
事業所の所在地	岡山県真庭市下湯原 4 7 番地
電話番号	0 8 6 7 - 6 2 - 7 1 1 1
管理者氏名	本 田 久 美 子 (専任 兼任)
事業所の運営方針について	利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の身体その他の状況及びそのおかれている環境に応じた、居宅介護、重度訪問介護サービスの提供や生活等に関する相談及び生活全般にわたる援助を適切に行う。
開設年月	平成 1 7 年 4 月 1 日
事業所が行っている他の業務	指定訪問介護 ・平成 17 年 4 月 1 日指定第 3373400955 号 指定介護予防訪問介護 ・平成 18 年 4 月 1 日指定第 3373400955 号

3. 事業実施地域

真庭市

4. 営業時間

営業日	毎週月曜～金曜日
受付時間	8 : 3 0 ～ 1 7 : 1 5
サービス提供時間帯	通常 8 : 3 0 ～ 1 7 : 1 5
その他年間の休日	国民の祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までの年末・年始の特別休暇

※ 但し、利用者、サービス提供者共に了承した場合はこの限りではありません。

5. 職員の体制

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常 勤	非 常 勤	業務の内容
1. 管理者	1		従業者及び業務の管理
2. サービス提供責任者	3		居宅介護計画、重度訪問介護計画等作成
3. 居宅介護従事者（訪問介護員）	5	1	指定居宅介護等サービス
(1) 介護福祉士	5	1	
(2) 実務者研修修了者			
(3) 介護職員初任者研修修了者			

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

（１）「居宅介護計画、重度訪問介護計画」とサービス内容 （契約書第３条・第４条参照）

当事業所では、下記のサービス内容から「居宅介護計画、重度訪問介護計画」を定めて、サービスを提供します。「居宅介護計画、重度訪問介護計画」は、市が決定した居宅介護、重度訪問介護の「支給量」（「受給者証」に記載してあります。）と利用者の意向や心身の状況を踏まえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「居宅介護計画、重度訪問介護計画」は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに写しを利用者に交付します。また、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

〈サービス区分及びサービス内容〉

① 身体介護（ご家庭に訪問し、入浴や排泄、食事などの介助をします。） ・入浴介助・清拭・洗髪…入浴の介助や清拭（体を拭く）や洗髪などを行います。 ・排せつ介助…排せつの介助、おむつ交換を行います。 ・食事介助…食事の介助を行います。 ・衣服の着脱の介助…衣服の着脱の介助を行います。 ・身体介護を伴う通院等介助…通院等の介助を行います。 ・その他必要な身体介護を行いません。 ※ 医療行為はいたしません。
② 家事援助（ご家庭に訪問し、調理、洗濯、掃除などの生活の援助を行います。） ・調 理…利用者の食事の用意を行います。 ・洗 濯…利用者の衣類等の洗濯を行います。 ・掃 除…利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。 ・買い物…利用者の日常生活に必要な物品の買い物をを行います。 ・身体介護を伴わない通院等介助…利用者の通院等における必要な介助を行います。 ・その他関係機関への連絡など必要な家事を行います。 ※ 預貯金の引出や預入は行いません。（預貯金通帳・カードはお預かりできません。）

※ 利用者以外の方の調理や洗濯、利用者以外の方の居室や庭等の敷地の掃除は原則として行いません。

③ 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする方に、居宅において入浴・排泄・食事等の介護サービスや調理・洗濯・掃除等の家事援助、その他の生活全般にわたる見守り等の支援を行います。官公庁や銀行等の公共機関への用務など社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出の援助を行います。

※ 1日の範囲内で用務を終えるものを原則とし、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出の介助はいたしません。

④ その他、必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言を行います。

(2) 利用者負担額（契約書第5条参照）

上記サービスの利用に対しては、通常9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費を代理受領する場合には、利用者は、利用者負担分としてサービス料金の1割（定率負担）を事業者にお支払いいただきます。個別減免が適用される場合には、減免後の金額となります。

☆当事業所は、「特定事業所加算Ⅱ」を受けているため居宅介護は基本報酬に10%が加算されます。

☆真庭市は障害福祉サービスに係る特別地域加算対象の過疎地域に該当していますので、利用料金に特別地域加算15%が加算されます。

☆福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）

総単位数にサービス別の加算率を乗じた単位数を加算します。

居宅介護 40.2% 重度訪問介護 32.8 %

＜サービス利用料金（自己負担額）＞		自己負担額
イ. 居宅における身体介護が中心	(1) 30分未満	449円
	(2) 30分以上1時間未満	708円
	(3) 1時間以上1時間30分未満	1,029円
	(4) 1時間30分以上2時間未満	1,172円
ロ. 通院等介助 (身体介護を伴う場合)	(5) 2時間以上2時間30分未満	1,321円
	(6) 2時間30分以上3時間未満	1,468円
	(7) 3時間以上	1,614円
	(1) 30分未満	186円
	(2) 30分以上45分未満	268円

ハ．家事援助	(3) 45 分以上 1 時間未満	3 4 6 円
	(4) 1 時間以上 1 時間 15 分未満	4 1 9 円
	(5) 1 時間 15 分以上 1 時間 30 分未満	4 8 2 円
	(6) 1 時間 30 分以上	5 4 5 円
ニ．通院等介助 (身体介護を伴わない場合)	(1) 30 分未満	1 8 6 円
	(2) 30 分以上 1 時間未満	3 4 6 円
	(3) 1 時間以上 1 時間 30 分未満	4 8 2 円
	(4) 1 時間 30 分以上	6 0 6 円
ホ．重度訪問介護	(1) 1 時間未満	3 0 9 円
	(2) 1 時間以上 1 時間 30 分未満	4 6 1 円
	(3) 1 時間 30 分以上 2 時間未満	6 1 2 円
	(4) 2 時間以上 2 時間 30 分未満	7 6 5 円
	(5) 2 時間 30 分以上 3 時間未満	9 1 8 円
	(6) 3 時間以上 3 時間 30 分未満	1, 0 6 9 円
	(7) 3 時間 30 分以上 4 時間未満	1, 2 2 2 円
	(8) 4 時間以上 8 時間未満	1, 3 6 3 円
	(9) 8 時間以上 12 時間未満	2, 4 9 9 円
	(10) 12 時間以上 16 時間未満	3, 6 2 5 円
	(11) 16 時間以上 20 時間未満	4, 7 0 4 円
	(12) 20 時間以上 24 時間未満	5, 8 4 3 円

< 2 人の訪問介護員により訪問を行った場合 >

- ☆ 1 人の訪問介護員による介護が困難と認められる場合等で、利用者の同意のもと 2 人の訪問介護員でサービスを提供した場合は、2 倍の利用者負担額をいただきます。

< 平常の時間帯（午前 8 時から午後 6 時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。 >

- ☆ 夜間（午後 6 時から午後 10 時まで）：25%
- ☆ 早朝（午前 6 時から午前 8 時まで）：25%

< 次の項に該当する居宅介護を行った場合の加算金について >

☆ 初回加算

新規に居宅介護計画、重度訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者がサービスを提供した場合や同行した場合、初回について 200 円を加算します。

☆ 緊急時対応加算

居宅介護計画、重度訪問介護計画に位置付けられていない居宅介護、重度訪問介護を利用者の要請を受けてから 24 時間以内に行った場合に 1 回につき 100 円を加算します。(月 2 回まで)

<利用者負担の上限等について>

- ☆ 介護給付費対象のサービスの利用者負担額は、世帯の所得に応じて4区分の月額負担上限額が設定され、それ以上の負担の必要はありません。

<償還払い>

事業所が介護給付費額の代理受領を行なわない場合は、介護給付費基準額の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えて真庭市に申請すると介護給付費が支給されます。）

（3）サービス利用にかかる実費負担額（契約書第5条参照）

サービス提供に要する下記の費用は、介護給付費支給の対象ではありませんので、実費をいただきます。

- ☆ 通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、訪問介護員が訪問するための交通費（通常の実施地域を超えた地点から1キロメートルにつき30円）をいただきます。（サービス利用料とともに1ヶ月ごとにお支払いいただきます。）

ただし、特別地域加算の適用地域に居住している利用者に対しては、上記の費用は徴収しません。

- ☆ その他の費用

必要物品等かかった費用は実費をご負担いただきます。

（4）利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法（契約書第5条参照）＊

前記（2）、及び（3）の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用状況に基づいて計算した金額とします。）

ア．金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関

・中国銀行 ・晴れの国岡山農協 ・ゆうちょ銀行

イ．現金支払い 当事業所までご持参ください。

ウ．振り込み 手数料はご利用者負担

（5）利用の中止、変更、追加（契約書第6条参照）

- ① 利用予定日の前に、利用者の都合により、居宅介護計画、重度訪問介護計画で定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に出してください。
- ② 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、

取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等やむをえない場合は取消料はいただきません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	利用者負担相当額

- ③ 市が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加することもできます。
- ④ サービス利用の変更・追加は、訪問介護員の稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

（６）実費負担額（交通費等）の変更

- ・実費負担額（交通費等）を変更する場合は、原則としてその２ヶ月前までにご説明します。

７．サービスの利用に関する留意事項

（１）訪問介護員について

- ☆ サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。担当の訪問介護員や訪問する訪問介護員が交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。
- ☆ 利用者から特定の訪問介護員を指名することはできませんが、訪問介護員についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

（２）サービス提供について

- ☆ サービスは、「居宅介護計画、重度訪問介護計画」にもとづいて行います。実施に関する指示・命令はすべて事業所が行います。但し、実際の提供にあたっては、利用者の訪問時の状況・事情・意向等について十分に配慮します。
- ☆ サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。（訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話を使用させていただきます。）

（３）サービス内容の変更

- ☆ 訪問時に、利用者の体調等の理由で居宅介護計画、重度訪問介護計画で予定されていたサービスの実施ができない場合には、利用者の同意を得て、計画の範囲内でサービス内容を変更します。

（４）受給者証の確認（契約書第３条参照）

「住所」及び「居宅利用者負担額」、「支給量」など「受給者証」の記載内容の変更があった場合は速やかに訪問介護員にお知らせください。また、担当訪問介護員やサービス提供責任者が「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

(5) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者もしくはご家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
- ③ 利用者もしくはその家族等からの金銭又は物品、飲食の授受
- ④ ご契約者の家族等に対するサービスの提供
- ⑤ 飲酒・喫煙及び飲食（移動介護等において利用者の同意を得て利用者と一緒に飲食を行う場合は除きます。）
- ⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑦ その他利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為

8. サービス実施の記録について

(1) サービス実施記録の確認

当事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、サービス提供の記録は、サービス提供日より5年間保存します。

(2) 利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第8条参照）

事業所は、関係法令（及び真庭市社会福祉協議会個人情報保護規定）に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）

9. 損害賠償保険への加入（契約書第9条参照）

事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 日本興亜損害保険株式会社

保 険 名 全国社会福祉協議会「福祉サービス総合補償」

10. 虐待防止のための措置に関する事項（契約書14条参照）

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、管理者を責任者とし、従業者に対し、必要な研修を実施する等の措置を講じます。

11. ハラスメント対策

(1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

(2) 利用者が事業者の職員に対して行う、暴言、暴力、嫌がらせ・誹謗中傷の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

12. 身体拘束

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとします。
- (2) 身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

13. 業務継続計画(BCP)の策定

事業所は感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の事業再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、従業員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するように努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14. 事故発生時の対応及び緊急時等における対応方法

- (1) 事業所は、サービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合やその他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な処置を講ずるとともに、市町村、事業者へ報告をします。
- (2) 事業所は、前号の事故、緊急時の状況及び事故に際してとった処置について記録します。
- (3) 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。
- (4) 災害時の状況に応じて訪問できない場合があります。

15. 守秘義務

事業者及び従業員は、業務上知り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しませんこの守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。

16. 苦情等の受付について（契約書第 15 条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（お客様相談係）

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

真庭市社協 訪問介護北事業所	所在地	岡山県真庭市下湯原47番地
	電話番号	(0867) 62-7111
	FAX	(0867) 62-3181
	受付時間	平日 8:30 ~ 17:15
	苦情受付担当者	本 守 尚 江
	苦情解決責任者	本 田 久美子

(2) 行政機関その他苦情受付機関

真庭市役所 健康福祉部福祉課	所在地 岡山県真庭市久世 2 9 2 7 - 2 電話番号 (0 8 6 7) 4 2 - 1 5 8 1 F A X (0 8 6 7) 4 2 - 1 3 6 9 受付時間 平日 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5
岡山県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	所在地 岡山市北区南方 2 丁目 1 3 - 1 県総合福祉・ボランティア・ NPO 会館 (きらめきプラザ内) 電話番号 (0 8 6) 2 2 6 - 9 4 0 0 [FAX 兼] 受付時間 平日 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

17. 第三者による評価の実施状況

実施の有無	1 あり 2 なし
実施した直近の年月日	
評価機関名称	
評価結果の開示	1 あり 2 なし

令和 年 月 日

指定居宅介護、指定重度訪問介護及び指定同行援護サービスの提供の開始に際し、本書面に基
づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人 真庭市社会福祉協議会

真庭市社協訪問介護北事業所

説明者職名 サービス提供責任者 氏名 ⑩

私は、本書面を受け取り、これに基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定居宅介護、
指定重度訪問介護及び指定同行援護サービスの提供開始に同意しました。

個人情報使用同意書

① 使用目的

事業所が障害者総合支援法に関する法令に従い、利用者のための居宅介護計画、重度訪
問介護計画及び同行援護計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサ
ービス担当者会議や他事業所との連絡調整において必要な場合使用する。

② 使用条件

個人情報の提供は、下記の目的の範囲内で必要最小限とし、情報提供にあたっては、関
係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払い、個人情報を使用した会議、相
手方、内容等の経過を記録しておく。

以上のことを条件に個人情報を使用することに同意します。

また、家族の情報についても必要時には情報提供を行うことに同意します。

利用者 住 所 真庭市

氏 名 ⑩

家 族 住 所

氏 名 ⑩

(利用者との続柄)

代理人 住 所

氏 名 ⑩

(利用者との続柄)